

あかしの景観まちづくり

Landscape of Akashi



2026年(令和8年)5月

あかしの景観まちづくり

1 景観まちづくりって？

P1

景観とは

景観まちづくりを進めるための計画

2 景観まちづくりに向けて

P2

景観まちづくりの理念

景観の分類と方針

景観の構成

景観まちづくりの目標

3 みつけようQ 明石らしい景観

P4

4 景観まちづくりの取り組み

P6

行政による取り組み

景観法と都市景観条例の一体的な取り組み

対話と共創による取り組み

その他：屋外広告物に対する取り組み



1 景観まちづくりって？

景観とは

景観といえば、山や海などの自然、建築物や道路、公園、街路樹などで構成されたまちの景色を思い浮かべます。そして、見ようとする自然や建造物の良さが景観の良さであると考えがちです。

しかし、良好な景観とはきれいな物理的眺めだけではなく、見る人が「心地よい」と感じる眺めであることが重要です。例えば、音や匂いなどの五感や見るものとの距離感、見る場所の環境、そして見る人の気持ちに影響されます。

つまり景観とは、目に映る表層的な環境だけでなく、見る人の暮らしや時間、市民の生活や活動などが反映されたものです。



将来に残したいあかしの景観は？



海岸から眺める夕暮れ時の明石海峡大橋！

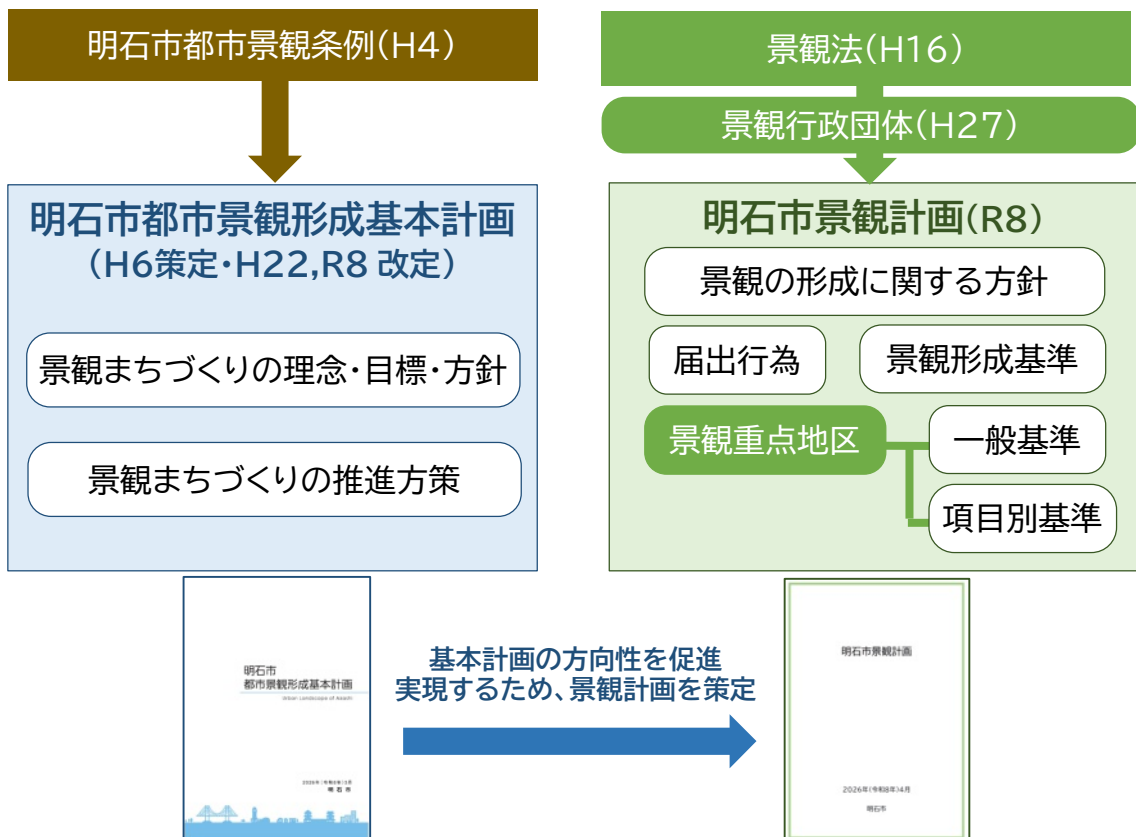
魅力的で活気あふれる商店街のまちなみ！



景観まちづくりを進めるための計画

明石市には、海や橋、歴史ある城下町、商店が並ぶにぎわいのあるまちなみ等、明石らしい素晴らしい景観がたくさんあります。これらの景観は、私たちの大切な「まちの財産」です。

明石市では、これらの景観を守り、育て、未来へつなぐために「明石市都市景観条例」「明石市都市景観形成基本計画」「景観計画」を策定し、地域特性に合った「明石らしい、住み続けたいまちの景観」を市民の皆さんと一緒につくっていきます。

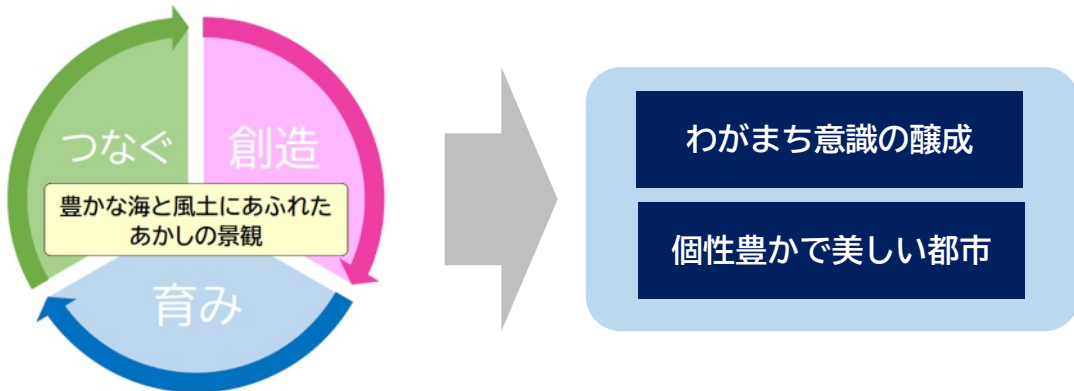


2 景観まちづくりに向けて

景観まちづくりの理念

明石特有の風土がもたらす景観を、市民・行政・事業者等が連携し、景観資源を「創造」し、「育み」、「つなぐ」ことにより、良好な景観を創出し、市民一人ひとりのわがまち意識の醸成と個性豊かで美しい都市づくりの形成につなげていきます。

豊かな海と風土にあふれた あかしの景観を
創造し、育み、次世代へつなごう

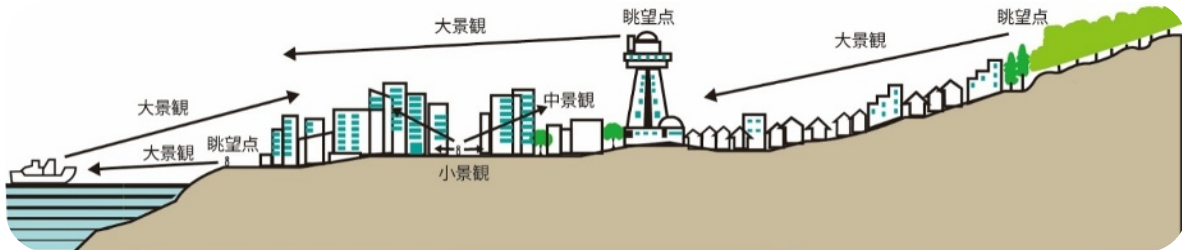


景観の分類と方針

景観を、住宅地や商業地などの空間の広がりから「面的」なものを7つのゾーンに、道路や河川などの長くつながる「線的」なものを3つの線に、ランドマークや建造物などの「点的」なものを3つの点に分類し、それらを大きく眺望する眺望景観を含め①～⑭の分類を行います。

またそれを見る場所や範囲を踏まえ、大、中、小のスケール分類も行います。それらを整理することにより、それぞれの基本方針を定めて目標に向けて取り組みます。

スケールや土地利用などによる分類イメージ



| 区分 | 大景観 | 中景観 | | | 小景観 |
|------|-------|-----------|--------|---------|---------|
| | 眺望 | 自然 | 歴史 | 市街地 | 生活 |
| 面的景観 | ①眺望景観 | ②田園ゾーン | ⑤歴史ゾーン | ⑥住宅ゾーン | ⑪まちを彩る道 |
| 線的景観 | | ③公園・緑地ゾーン | | ⑦商業ゾーン | |
| | | ④海岸・港ゾーン | | ⑧工業ゾーン | |
| 点的景観 | | | | ⑨主要な道路軸 | |
| | | ⑩河川軸 | | | |
| | | ⑫シンボルポイント | | | |
| | | ⑬まちかどポイント | | | |

基本方針

- ① 眺望景観
- ② 田園ゾーン
- ③ 公園・緑地ゾーン
- ④ 海岸・港ゾーン
- ⑤ 歴史ゾーン
- ⑥ 住宅ゾーン
- ⑦ 商業ゾーン
- ⑧ 工業ゾーン
- ⑨ 主要な道路軸
- ⑩ 河川軸
- ⑪ まちを彩る道
- ⑫ シンボルポイント
- ⑬ まちかどポイント
- ⑭ 歴史・憩いのポイント

景観の構成



眺望景観

明石には、様々な明石固有の市街地や建造物、海を望む眺望景観資源があります。

それぞれの場所や時間によって眺望景観はさまざまに変化し、明石の魅力のひとつとして広く市民の心に根付いています。



自然景観

明石には、砂浜を持つ海岸線や田園、ため池、里山、緑地など地形・風土・気候から生まれた自然が多く存在し、明石固有の自然景観を創っています。



歴史景観

明石には、古くからのまちなみや建造物が残されています。

これらは時間の経過と共に移り変わってきた過程を今に伝え、地域の個性を表現した象徴的な空間を創っています。



市街地景観

明石には、住宅地、商業地など人の生活にもっとも深く関わる様々な市街地の景観があります。

このような市街地景観はまちへの愛着を育み、まちづくりの原動力となります。



生活景観

明石には、小径や公園など暮らしに長年溶け込んだ明石ならではの景観が存在します。

身近な生活景観は、離れてみてその良さに気がつくように、まちづくりの原点となる大切なものです。

景観まちづくりの目標

眺望資源の美しさを活かす 景観形成

連続性のある美しい景観軸を活かし、市街地形成と良好な自然眺望が調和したうるおいやすらぎが感じられる景観形成を目標とします。



自然環境をともしながら育む 景観形成

落ち着いたある豊かな自然景観を形成する海岸線や公園・緑地、生命の息吹を育み、生物多様性が保たれた田園風景を含む自然景観を市民とともに守り、ともに育むことを目標とします。



歴史・文化的資源を未来につなぐ 景観形成

まちの歴史や風土、個性を表す貴重な景観資源である歴史・文化的資源を今に伝えるため、適切に維持保全するとともに、未来にむけて伝承を図ることを目標とします。



市街地にうるおいを与える 景観形成

良好な都市環境の維持保全を図りながら、にぎわいや、やすらぎなど快適さを与える市街地を形成し、人にうるおいを与えていくことを目標とします。



生活・暮らしを彩る 景観形成

生活に溶け込んだ身近な生活景観について市民一人ひとりが意識し、保全・育成することにより、日々の生活や暮らしに彩りを添えていくことを目標とします。



3 みつけよう Q 明石らしい景観

四季折々の植物や野鳥が楽しめる
市内有数の自然豊かな公園



金ヶ崎公園

自然体験や環境学習の
場として活用



大久保北部の里山



松陰新田のまちなみ



西国街道



重点的に
都市景観の形成に
取り組む
「景観重点地区」



二見横河公園



薬師院 (ぼたん寺)



江井島海岸

夕日が映える
絶景スポット



大久保駅前 (景観重点地区)

江戸時代、地域一帯の
干ばつを救った
農業用水路の開削を
後世に語り継ぐ石碑



林崎掘削

凡例

| 面 | 線 | 点 | その他 |
|----------|--------|------------------|----------------|
| 田園ゾーン | 主要な道路軸 | ☆ シンボルポイント | ○ わがまちあかし景観50選 |
| 公園・緑地ゾーン | まちを彩る道 | ○ まちかどポイント | ● 明石都市景観賞 |
| 海岸・港ゾーン | 河川軸 | ● 歴史ポイント(重要建築物) | ■ 高砂道 |
| 歴史ゾーン | | ● 歴史ポイント(建築物) | □ 地区計画区域 |
| 住宅ゾーン | | ● 憩いのポイント | □ 都市景観形成地区 |
| 商業ゾーン | | ■ 憩いのポイント(都市公園等) | — 地域界 |
| 工業ゾーン | | [* 都市景観形成重要建築物] | |
| | 眺望景観 | | |
| | 眺望点 | | |

「ひょうごの橋・トンネル 150 選」
に選ばれた国登録有形文化財



小久保跨線橋
(上ヶ池公園)



天文科学館

東経 135 度 (子午線) が
ホームと交差する高架駅



人丸前駅



明石城 (明石公園)

美しい明石海峡の眺めは
市民が残したい景観 No. 1



播磨サイクリングロード

通称「浜の散歩道」として知られる
海沿いの絶景サイクリングコース



魚の棚商店街



大蔵海岸

4 景観まちづくりの取り組み

景観まちづくりには、一人ひとりが主役であることを認識し、「産」・「官」・「学」・「民」それぞれが役割を担うとともに、多様な主体の対話と共創によって取り組むことが重要です。

住む人のまちへの愛着、その思いに対する行政の支援や公共事業等における取り組み、そして、建物を建てる事業者やまちづくりの研究を行う教育機関等の積極的な参画など、共創を重ねることで、いつまでも住み続けたいと思えるまちを目指します。



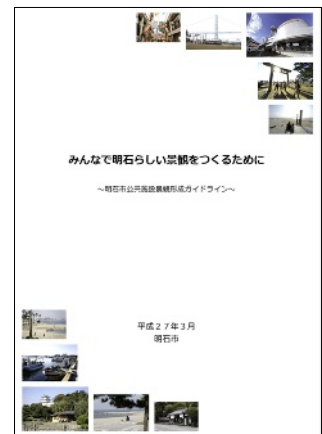
行政による取り組み

公共建築物や道路、公園などを整備する公共事業による景観形成は、市民や事業者等を誘導する責務を担っていることから、まちのより良い景観を形成するうえで重要な要因となります。

公共施設の景観形成



明石市では、公共施設の整備に関する指針として、平成27年に「明石市公共施設景観形成ガイドライン」を定め、先導的かつ一体的で良好な景観形成を推進しています。



明石市の公共施設と景観性の要素

《道路》

舗装、植栽、ガードレール等



明石駅前広場



観光道路

《橋梁・高架構造物》

意匠、色彩、高さ等



南畑歩道橋



明石駅前デッキ

《海岸・港湾》

海浜、防波堤・護岸等



大蔵海岸



中崎の出島

《河川・水路・ため池》

護岸・擁壁、防護柵等



大池とコウノトリ



瀬戸川

《公園・緑地》

植栽、休憩施設等



17号池魚住みんな公園



中尾親水公園

《公共建築物》

形態・意匠、色彩、外構等



市役所新庁舎（完成イメージ）



天文科学館



景観法と都市景観条例の一体的な取り組み

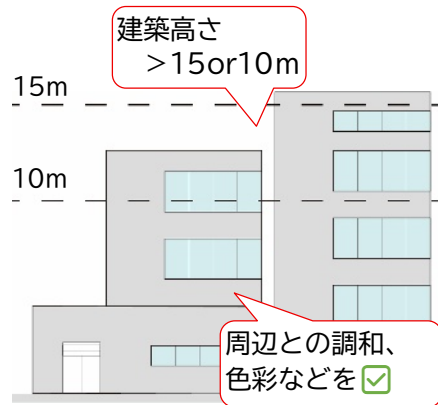
法と条例それぞれのルールを活かし、相互に補完しながら一体的に運用することで、より明石らしい景観形成の推進を図ります。

景観法に基づく景観計画の運用

■建築行為の届出



景観に与える影響が大きい建築物（高さ10m超など）は、景観法に基づく届出の対象とし、色彩や意匠などの基準を定めて、指導や助言などを行っています。



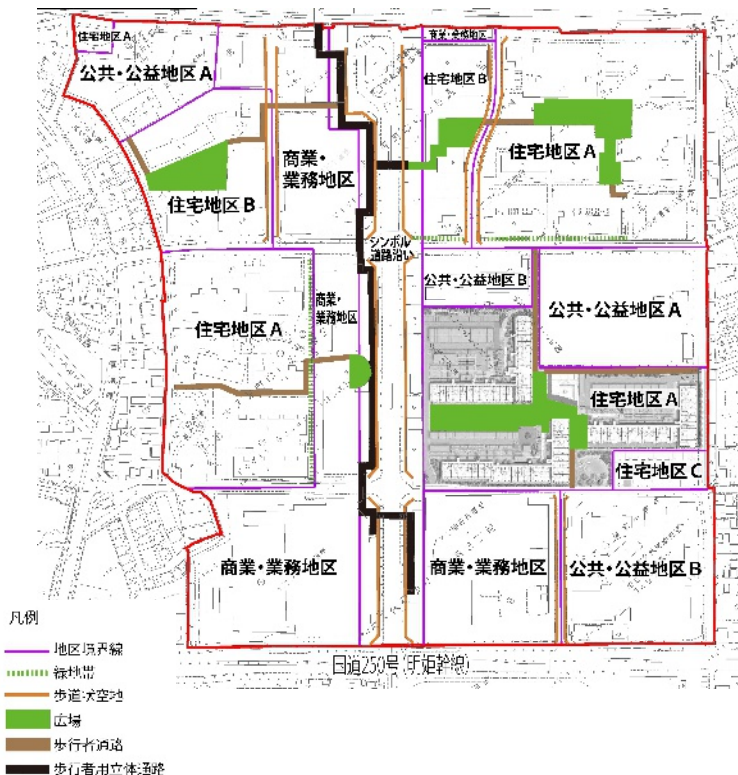
■景観重点地区の指定



重点的に都市景観の形成に取り組むべき地区を、住民の意向などを踏まえて「景観重点地区」に指定することができます。個別の景観まちづくりの目標や方針、具体的なルールを景観計画に定め、地域特性に応じたきめ細やかな誘導・規制を図ります。

大久保駅南地区

美しく魅力的な街並みの創出に向けて、景観計画等に基づき、調和のとれたまちづくりが進められています。



都市景観条例に基づく運用

■大規模建築物等の事前協議



高さ 31m を超える建築物等や公共施設など、景観上特に影響の大きな建築物については、有識者（都市景観アドバイスメeting）の専門的な見地からの助言に基づく協議を行い、さらなる景観誘導を図ります。



■都市景観形成重要建築物等の指定



歴史的・建築的に価値が高く、周辺地域の雰囲気の特徴づけている建築物等を「都市景観形成重要建築物等」に指定し、その保全計画を定めています。計画に基づく適切な保全・管理を支援することで、優れた都市景観の形成を図ります。

2026年（令和8年）3月時点で、15件の建築物を指定しています。



■ 景観まちづくりへの支援



都市景観形成重要建築物等への助成

都市景観形成重要建築物等について、修復や保全のための助成や指導・助言などの技術的支援をします。

[対象経費]

- ・ 設計費
- ・ 建築物、門、塀などの外観の修繕費
- ・ 植栽、設備の隠ぺいに係る経費

【外観の修復の例】



都市景観形成市民団体の認定・設立

地域の景観を守り、育て、創るため、都市景観の形成に有効な活動を行っている団体を都市景観形成市民団体として認定します。

また、市民団体を含め、都市景観の形成に貢献しようとする団体の活動について支援します。



景観まちづくり活動への助成

商店街や自治会などが景観に関するルール作りを行う場合、取組方針やガイドラインの作成に向けて提案を行い、市民の自主的な景観形成を支援します。

【ガイドラインの作成例】

- 大衆演劇場の整備にあわせたガイドライン（本町商店街）



- 歩道の改修にあわせたガイドライン（明淡通り）



対話と共創による取り組み

景観まちづくりの推進には、行政だけではなく、市民、事業者、教育機関のそれぞれが役割を担うとともに、多様な主体の対話と共創により取り組む必要があります。



出前講座



学生との景観学習



タウンミーティング

まちづくり活動の発信

多くの市民・団体・事業者などが景観へ関心を持ち、地域の景観形成にかかわっていくような機運を高めるため、本市の景観の特徴や景観資源の魅力、本市の取り組む景観施策について、市の広報紙やホームページなどで発信に努めています。



都市景観重要建築物の活用

地域の都市景観を特徴づけている貴重な景観資源である都市景観形成重要建築物等については、ただ保全するだけではなく、所有者の理解を得ながら、出前講座での内部見学会や、大学等との連携により地域活動拠点としての利活用を図るなど、市民が地域への愛着を持つきっかけづくりを進めています。



わがまちあかし十景の活用

市民が選んだ「わがまちあかし十景」や、市制施行100周年を機に市民に公募した「100年後に残したいわがまちあかし」は、明石を代表する景観です。

いずれも市内外に誇れるものであり、残していくべきものであるため、市のPRや意識啓発の一環としてポスターを作成し、配布しています。



地区計画の活用

「地区計画」は、町丁目や街区などの比較的小さな単位を対象に、地区の住民が主役となって、地区の実情に応じた「まちづくりのルール」を定める制度です。

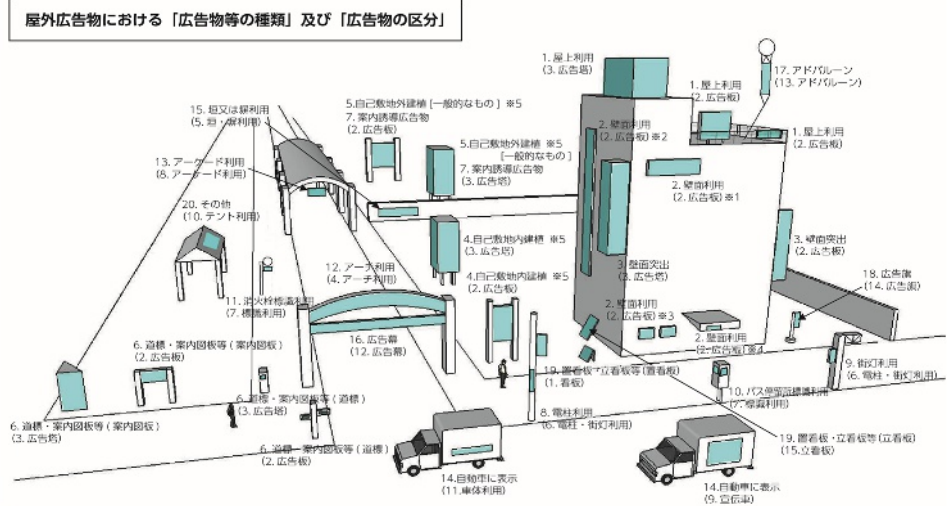
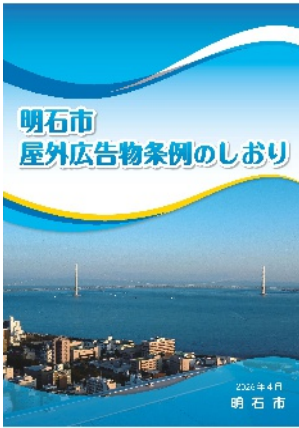
区域内の用途、高さ、建築物の形態などの規制を強化・緩和することができるため、調和のとれた景観まちづくりを誘導し、地区内の景観形成に取り組んでいます。

2026年（令和8年）現在、32地区の地区計画を都市計画決定しています。



その他：屋外広告物に対する取り組み

お店の看板などの屋外広告物は、景観を構成する重要な要素のひとつです。にぎわいや個性を生み出し、まちの活性化につながるものですが、無秩序に設置することで景観を損なう一面もあり、安全性の確保も必要となります。そこで、平成30年の中核市移行に伴い、屋外広告物条例を制定し、広告物の表示や設置について基準を定め、規制・誘導を行っています。



景観に配慮した屋外広告物の事例

- 赤や黄色の色合いを抑えて景観性に配慮



- 背景色を白くして周辺との調和に配慮



Memo



旧波戸崎燈籠堂





あかしの景観まちづくり

2026年(令和8年)5月

発行/明石市 都市局 都市整備室 都市総務課